

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区入谷五丁目 2 番 3 0 号森田ビル 1 階

氏 名 株式会社東建産業
代表取締役 杉井 文治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6 年 5 月 1 7 日

許可の有効年月日 令和 1 1 年 5 月 1 6 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
② 廃酸（pH 2. 0 以下のもの）
③ 廃アルカリ（pH 1 2. 5 以上のもの）
④ 感染性産業廃棄物
⑤ 特定有害産業廃棄物
ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCBに限る。）
イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCBに限る。）
ウ. ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度PCBに限る。）
エ. 廃水銀等
オ. 廃石綿等
カ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

令和 元年 5 月 1 7 日 新規許可
令和 6 年 5 月 1 7 日 更新許可 第 1 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・二・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻		—	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銲さい		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ばいじん		○	○	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
指定下水汚泥		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)